

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

※傍線は読み替え部分（朱書きは当然には読み替えられないとした部分）。

読み替え後

読み替え前

【第一条（検査の申請等）関係】

（検査の申請）

第五条 相当検査を受けようとする者は、相当検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

（添付書類）

第六条 相当検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（添付書類）
第六条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

一 相当検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）（大気汚染防止検査対象設備に係る書類については、当該設備を設置する船舶に限る。）

イ 海洋汚染防止設備等（法第十九条の三十六の表の設備等の欄に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下同じ。）及び大気汚染防止検査対象設備（同欄に規定する大気汚染防止検査対象設備をいう。以下同じ。）の製造仕様書
ロ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の構造及び配置を示す図面
ハ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の使用材料を示す書類

二 船舶の構造を示す図面
ホ 貨物艤の容量に関する計算書
ヘ 分離バラストタンクに関する計算書

二 船舶の構造を示す図面
ホ 貨物艤の容量に関する計算書
ヘ 分離バラストタンクに関する計算書

二 (略)

2・3 (略)

4 地方運輸局長は、検査のため必要があると認める場合において第一項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は第一項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

(検査の準備)

第七条 相当検査を受けようとする者は、当該検査を受けるべき事項について、次条及び第十二条第二項の規定に従い検査の準備をするものとする。

(定期検査)

第八条 相当検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一～十五 (略)

十六 撥発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項に係る設備の位置を確認できるようにすること。

十七～二十一 (略)

二 (略)

2・3 (略)

4 地方運輸局長は、検査のため必要があると認める場合において前三項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前三項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

(検査の準備)

第七条 法定期検査及び予備検査を受けようとする者は、当該検査を受けるべき事項について、この節の規定に従い検査の準備をするものとする。

一～十五 (略)

十六 海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては直ちにとるべき措置に係る設備の位置を確認できるようにすること。

十七～二十一 (略)

二 (略)

(定期検査)

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一～十五 (略)

(特殊な海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係る準備等)

第十二条 (略)

2 地方運輸局長は、相当検査の準備の一部を免除することができる。

(特殊な海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係る準備等)

第十二条 (略)

2 地方運輸局長は、定期検査、中間検査又は製造に係る予備検査の準備の一部を免除することができる。

【第二条 (技術基準) 関係】

(揮発性物質放出防止措置手引書に関する相当技術基準)

第二条 改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の作成に関する基準は、次のとおりとする。

一 原油の輸送の用に供するタンカー（以下「原油タンカー」という。）の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中において

(準用せず規定)

て原油の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項

- 口 貨物艤原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項（当該設備を設置する船舶に限る。）

ハイ及び口に掲げる事項の実施について責任を有する者の氏名又は職名

- 2 改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示に関する基準は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行なう者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておくこととする。

【第三条（証書の交付申請等）関係】

（海洋汚染等防止証書）

- 第十九条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者は、相当証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（海洋汚染等防止証書の交付申請）

- 第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「船級船」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（海洋汚染等防止証書の交付申請）

- 第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「船級船」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 相当証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて相当証書の交付を受ける場合にあつては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。
- 一 海洋汚染等防止証書
 - 二 海洋汚染等防止検査手帳
 - 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

- 一 海洋汚染等防止証書
- 二 海洋汚染等防止検査手帳
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 (略)

(海洋汚染等防止証書等の再交付)

第二十九条 船舶所有者は、相当証書を滅失し、又はき損した場合は、相当証書再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 相当証書再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 相当証書	相当証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染等防止検査手帳
二～四 (略)	(略)

3 相当証書（以下この項及び第三十一条において「証書」という。）を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。

(海洋汚染等防止証書等の書換え)

第三十条 船舶所有者は、相当証書の記載事項を変更しようとする場合

又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、相当証書書換申請書（第十五号様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 相当証書書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(海洋汚染等防止証書等の再交付)

第二十九条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書を滅失し、又はき損した場合は、海洋汚染等防止証書等再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 海洋汚染等防止証書等再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染等防 止証書	海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）及び 海洋汚染等防止検査手帳
二～四 (略)	(略)

3 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書（以下この項及び第三十一条において「証書」という。）を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。

(海洋汚染等防止証書等の書換え)

第三十条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合

又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書（第十五号様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 海洋汚染等防止証書等書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 相当証書	相当証書及び海洋汚染等防止検査手帳
二 (略)	(略)

3 第一項の規定により相当証書の書換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による相当証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該相当証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染等防 止証書	海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳
二 (略)	(略)

3 第一項の規定により海洋汚染等防止証書の書換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による海洋汚染等防止証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるとときは、書換えに代えて当該海洋汚染等防止証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

【第四条（みなされない事由）関係】

- (証書の返納)
- 第三十一条 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する証書（第四号の場合にあつては、発見した証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
 - 二 船舶が第二条に規定する船舶でなくなつたとき。
 - 三 証書の有効期間が満了したとき。
 - 四 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、その滅失した証書を発見したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が当該証書を受有することを要しなくなつたとき。

(海洋汚染等防止証書とみなされない事由)

(準用せず規定)

第四条 改正法附則第二条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 振発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更（振発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
- 二 海難その他の事由による振発性物質放出防止措置手引書（振発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号において同じ。）の機能に影響を及ぼすおそれのある変更
- 三 振発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し

【第五条（手数料）関係】

(手数料)

第五条 改正法附則第二条第四項の国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して改正法附則第二条第四項各号の相当検査又は相当証書の交付、再交付若しくは書換えに係る申請をする場合にあつては、別表第二に定める額）とする。

- 2 外国において相当検査を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。ただし、当該検査を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号。以下この項において「法」という。）第十九条の三十六に規定する大気汚染防止検査対象設備に係る国土交通大臣の行う定期検査、中間検査、臨時検査又は法第十九条の四十一第一項の検査と同時に受ける場合は、この限りでない。

(準用せず規定)

(準用せず規定)

(手数料)

第四十五条（略）

8 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法

(手数料)

第四十五条（略）

8 前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手

律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令第五条第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十号様式）にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令第五条第一項及び第二項の検査又は交付、再交付若しくは書換えの申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

手数料納付書（第二十号様式）にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前各項の検査又は交付、再交付若しくは書換えの申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）

読み替え後

読み替え前

【第六条（船級協会の検査）関係】

(帳簿の記載等)

第三十七条の五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 検査の種類

六 検査を行つた年月日及び場所

七 検査を行つた事業所の名称

八 検査の結果

九 その他検査の実施状況に関する事項

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の六 船級協会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による検査を行つた場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を地方運輸

出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数

(帳簿の記載等)

第三十七条の五 法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 検査の種類

六 検査を行つた年月日及び場所

七 検査を行つた事業所の名称

八 検査の結果

九 その他検査の実施状況に関する事項

2 法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の六 船級協会は、法第十九条の四十六第二項の規定による検査を行つた場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数

四	船舶所有者の氏名又は名称及び住所
五	検査の種類
六	検査を行つた年月日及び場所
七	検査の結果
八	検査を行つた事業所の名称
九	海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由
3	船級協会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により検査を行つた場合において、海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるとときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。
4	(略)
5	地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。
6	国土交通大臣は、船級協会の行つた海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による検査が適当でないと認める場合は、当該検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

四	船舶所有者の氏名又は名称及び住所
五	検査の種類
六	検査を行つた年月日及び場所
七	検査の結果
八	検査の結果
九	海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由
3	船級協会は、法第十九条の四十六第二項の規定により検査を行つた場合において、海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。
4	(略)
5	地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。
6	国土交通大臣は、船級協会の行つた法第十九条の四十六第二項の規定による検査が適当でないと認める場合は、当該検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)	第三十七条の七 船舶安全法施行規則第四十七条の六、第四十七条の七、第四十七条の九及び第四十七条の十の規定は、海洋汚染等及び海上灾害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、同令第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。
(第七条 (権限の委任) 関係)	(第七条 (権限の委任) 関係)
第七条 改正法附則第二条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の	(准用せず規定)

2 権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあっては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）が行う。

前項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下この項において「運輸支局等」という。）の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長が行う。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十一年五月　日）から施行する。

第二条 國土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条 國土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第二項第三号中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第二百三条第六項第一号口中「海洋汚染防止設備等」を「並びに海洋汚染防止設備等」に、「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号、第二百一十七条第二項第九号及び第二百五十三条第二項第九号中「海洋汚染防止設備等」を「並びに海洋汚染防止設備等」に、「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

別表第一（第五条関係）

納付すべき事由

金額(円)

改正法附則第二条第一項の国土交通大臣の行う相当検査

一一、八〇〇

別表第二（第五条関係）

船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油タンカーに係る改正法附則第二条第二項の相当証書の交付	一通につき四、二五〇
改正法附則第二条第二項の相当証書の再交付又は書換え	一通につき三、七〇〇

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査に關する票證（留保用十八ヶ月申込三十九項）

船名欄へ後

船名欄へ前

第二号様式（第五条関係）

相当検査申請書

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

年 月 日

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行による經過措置を定める省令第1条の規定により読み替えで準用する海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名		
船舶港又は定係港	用途	
総トン数	載貨重量トン 数	
船舶の長さ	航行する海域	
国際航海に從事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員	
検査の種類		
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所	
備考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名		
船舶港又は定係港	用途	
総トン数	載貨重量トン 数	
船舶の長さ	航行する海域	
国際航海に從事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員	
検査の種類		
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所	
備考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第六号様式（第十八条の二関係）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備等 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
----	---

海洋汚染等防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により交付する。日 年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

印

第六号様式（第十八条の二関係）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備等 大気汚染防止検査対象設備
----	---

海洋汚染等防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。日 年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

印

条件

条件	
----	--

相当証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴
う船過措置を定める省令第3条の規定により読み替えて準用する海洋汚染防止設備等、海洋
汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第19条
第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名			
船籍港又は定係港	用途		
総トン数	載貨重量 トン 数		
航行する海域	最大搭載人員		
備考			

- (注)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。
 - 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 - 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 - 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名			
船籍港又は定係港	用途		
総トン数	載貨重量 トン 数		
航行する海域	最大搭載人員		
備考			

- (注)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。
 - 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 - 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 - 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式（第二十九条関係）

相当証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

国

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令第3条の規定により読み替えて適用する海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の方名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期間の欄は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式（第二十九条関係）

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

国

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の方名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期間の欄は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十五号様式（第三十条関係）

相当証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令第3条の規定により読み替えて準用する海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
書換えを受けようとする事項	新 旧
備考	

(注)
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番どすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十五号様式（第三十条関係）

海洋汚染等防止証書等書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
書換えを受けようとする事項	新 旧
備考	

(注)
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番どること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

